

## 利用区分と視聴方法について

作品（タイトル）に、「（ A ～ E ） － （ 1 ～ 3 ） 」と分かれています。

それぞれのDVD・ビデオテープに記載しています。（一部記載なしのもあります）

**【利用区分】** 利用区分によっては借りられるもの、借りられないものがあります。

区分	利用可能（貸出）対象者・団体
A	【団体】聴覚障害者団体、関係施設、聴覚障害者等が通う教育機関や入所施設、利用施設 【団体】その他の社会福祉施設、公共施設 【個人】健聴者 【個人】身障者手帳（聴覚障害）を所持していない人（難聴者・中途失聴者） 【個人】身障者手帳（聴覚障害）を所持している人
B	【団体】聴覚障害者団体、関係施設、聴覚障害者等が通う教育機関や入所施設、利用施設 【個人】身障者手帳（聴覚障害）を所持していない人（難聴者・中途失聴者） 【個人】身障者手帳（聴覚障害）を所持している人
C	【団体】聴覚障害者団体、関係施設、聴覚障害者等が通う教育機関や入所施設、利用施設 身障者手帳（聴覚障害）を所持している人
D	【個人】身障者手帳（聴覚障害）を所持している人
E	【個人】身障者手帳（聴覚障害）を所持している人

**【利用条件】** 利用条件によっては視聴の制限があります。

区分	視聴方法
1	個人視聴
2	個人視聴、仲間や集団での視聴
3	個人視聴、仲間や集団での視聴、上映会での使用

「個人視聴」について

借りた本人、またはその家族など限られた範囲内であること。

「仲間や集団での視聴」について

①営利目的としないこと。（料金を徴収しないこと）

②聴覚障害児等が通う学校教育機関で、授業としての視聴であること。（授業を行うまたは、受ける者に限る。）

集会等の開催は、参加費等徴収、寄付金集め、物品の販売等の目的では利用できない。

「上映会での使用」について

聴覚障害者を対象とする上映会等であること。（料金を受けないこと）

※集会等の開催は、参加費等徴収、寄付金集め、物品の販売等の目的では利用できない。ただし、大会参加費等を徴収する場合であっても、上映会のみ大会参加費を支払っていない者も視聴する場合は、利用できる。